

国立研究開発法人理化学研究所の中長期計画 新旧対照表 (案)

(主務府省：文部科学省)

第 4 期 (変更後)	第 4 期 (変更前)
<p><中長期計画></p> <p>I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用</p> <p>(3) 関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元への推進</p> <p>科学技術イノベーションの創出に向け、研究所が創出した世界最先端の革新的研究シーズを効果的かつ速やかに社会的価値に変換し、産業界、大学、国立研究開発法人、自治体等との共創機能を強化する。具体的には、産業界、大学、国立研究開発法人、自治体等との緊密な連携の下、国内外の将来動向、社会的ニーズ、事業ニーズ及びそれらを解決する技術に関して知の共有を図るとともにイノベーションデザイン活動と連携する。</p> <p><u>また、研究所の研究成果について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）等の定めるところにより、民間事業者への移転や共同研究の企画・あっせん等によりその活用を促進する者及び事業活動において活用等する者（以下「成果活用等支援法人等」という。）に対して、出資並びに人的及び技術的援助を行う。</u></p> <p>○産業界との共創機能の強化と成果活用等支援法人等への出資等</p> <p>研究成果の最大化及び社会的課題解決のため、ニーズ探索、新技術開発テーマ創出から事業化に向けて、諸外国での取組状況等も踏まえ、オープンイノベーシ</p>	<p><中長期計画></p> <p>I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用</p> <p>(3) 関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元への推進</p> <p>科学技術イノベーションの創出に向け、研究所が創出した世界最先端の革新的研究シーズを効果的かつ速やかに社会的価値に変換し、産業界、大学、国立研究開発法人、自治体等との共創機能を強化する。具体的には、産業界、大学、国立研究開発法人、自治体等との緊密な連携の下、国内外の将来動向、社会的ニーズ、事業ニーズ及びそれらを解決する技術に関して知の共有を図るとともにイノベーションデザイン活動と連携する。</p> <p>○産業界との共創機能の強化</p> <p>研究成果の最大化及び社会的課題解決のため、ニーズ探索、新技術開発テーマ創出から事業化に向けて、諸外国での取組状況等も踏まえ、オープンイノベーシ</p>

第 4 期 (変更後)

ョンを推進し、組織対組織の連携による産業界との共創機能を強化する。そのため、学際・業際等の領域を跨がる連携チームを構成した戦略的な共創テーマを創出し、産業界と研究所の複数の研究チームより構成される連携センター、産業界と研究所が協働して研究計画の立案から成果創出までを一体的に担う連携プログラム、産業界の先導による課題解決に取り組む融合的連携研究等を推進し、大型共同研究に結実させる。また、それらの共同研究の実施に当たって、その着実な進捗と成果の社会実装に向けた組織的なプロジェクトマネジメントを行う。

研究成果を基にした研究所発ベンチャーの設立を強力に支援するため、技術の優位性判断、市場調査等を進め、外部ベンチャーキャピタル等の協力を得ながら事業計画の立案、経営支援及び資金調達支援を一体的に推進する。

産業界が活用し得る質の高い知的財産権の確保のため、基礎研究段階の研究成果を実証段階の成果まで高める研究開発や知的財産権を強化するための研究開発を推進する。さらに、複数の特許技術のパッケージ化、バリューチェーン化等により、知的財産権のライセンス活動を強力に推進する。

上記の実施に当たっては、成果活用等支援法人等への出資等を通じて、基礎研究の成果のいち早い社会的価値への還元を図るとともに、多様な収入源の確保による新たな研究資金の確保や、産業界との組織体組織の連携促進に資することを旨とする。出資等に際しては、これらの業務の推進に関する担当部署の必要な組織体制や、外部有識者の委員会による審議体制を構築し、出資等に係る専門性・客観性を確保する。また、出資後においては、定期的に出資先の事業計画の進捗状況や経営状況等の把握を行い、これらを踏まえた必要な対応を適時に行う。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

6 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合の使途は、以下の通りとする。

第 4 期 (変更前)

ョンを推進し、組織対組織の連携による産業界との共創機能を強化する。そのため、学際・業際等の領域を跨がる連携チームを構成した戦略的な共創テーマを創出し、産業界と研究所の複数の研究チームより構成される連携センター、産業界と研究所が協働して研究計画の立案から成果創出までを一体的に担う連携プログラム、産業界の先導による課題解決に取り組む融合的連携研究等を推進し、大型共同研究に結実させる。また、それらの共同研究の実施に当たって、その着実な進捗と成果の社会実装に向けた組織的なプロジェクトマネジメントを行う。

研究成果を基にした研究所発ベンチャーの設立を強力に支援するため、技術の優位性判断、市場調査等を進め、外部ベンチャーキャピタル等の協力を得ながら事業計画の立案、経営支援及び資金調達支援を一体的に推進する。

産業界が活用し得る質の高い知的財産権の確保のため、基礎研究段階の研究成果を実証段階の成果まで高める研究開発や知的財産権を強化するための研究開発を推進する。さらに、複数の特許技術のパッケージ化、バリューチェーン化等により、知的財産権のライセンス活動を強力に推進する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

6 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合の使途は、以下の通りとする。

第 4 期 (変更後)	第 4 期 (変更前)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点的に実施すべき研究開発に係る経費 ・ エネルギー対策に係る経費 ・ 知的財産管理、技術移転、新株予約権の権利行使に係る経費 ・ 成果活用等支援法人等への出資に係る経費 ・ ※成果活用等支援法人等への出資に係る経費については、自己収入を原資とすることを基本とする。 ・ 職員の資質の向上に係る経費 ・ 研究環境の整備に係る経費 ・ 広報に係る経費 <p>8 積立金の使途</p> <p>前期中長期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。(国立研究開発法人理化学研究所法に定める業務の財源に充てる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期計画の剰余金の使途に規定されている重点的に実施すべき研究開発に係る経費、エネルギー対策に係る経費、知的財産管理・技術移転・新株予約権の権利行使に係る経費、成果活用等支援法人等への出資に係る経費、職員の資質の向上に係る経費、研究環境の整備に係る経費、広報に係る経費 ・ ※成果活用等支援法人等への出資に係る経費については、自己収入を原資とすることを基本とする。 ・ 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額等に係る会計処理 ・ 前期中長期目標期間に還付を受けた消費税のうち、中長期目標期間中に発生する消費税の支払 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点的に実施すべき研究開発に係る経費 ・ エネルギー対策に係る経費 ・ 知的財産管理、技術移転に係る経費 ・ 職員の資質の向上に係る経費 ・ 研究環境の整備に係る経費 ・ 広報に係る経費 <p>8 積立金の使途</p> <p>前期中長期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。(国立研究開発法人理化学研究所法に定める業務の財源に充てる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期計画の剰余金の使途に規定されている重点的に実施すべき研究開発に係る経費、エネルギー対策に係る経費、知的財産管理・技術移転に係る経費、職員の資質の向上に係る経費、研究環境の整備に係る経費、広報に係る経費 ・ 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額等に係る会計処理 ・ 前期中長期目標期間に還付を受けた消費税のうち、中長期目標期間中に発生する消費税の支払